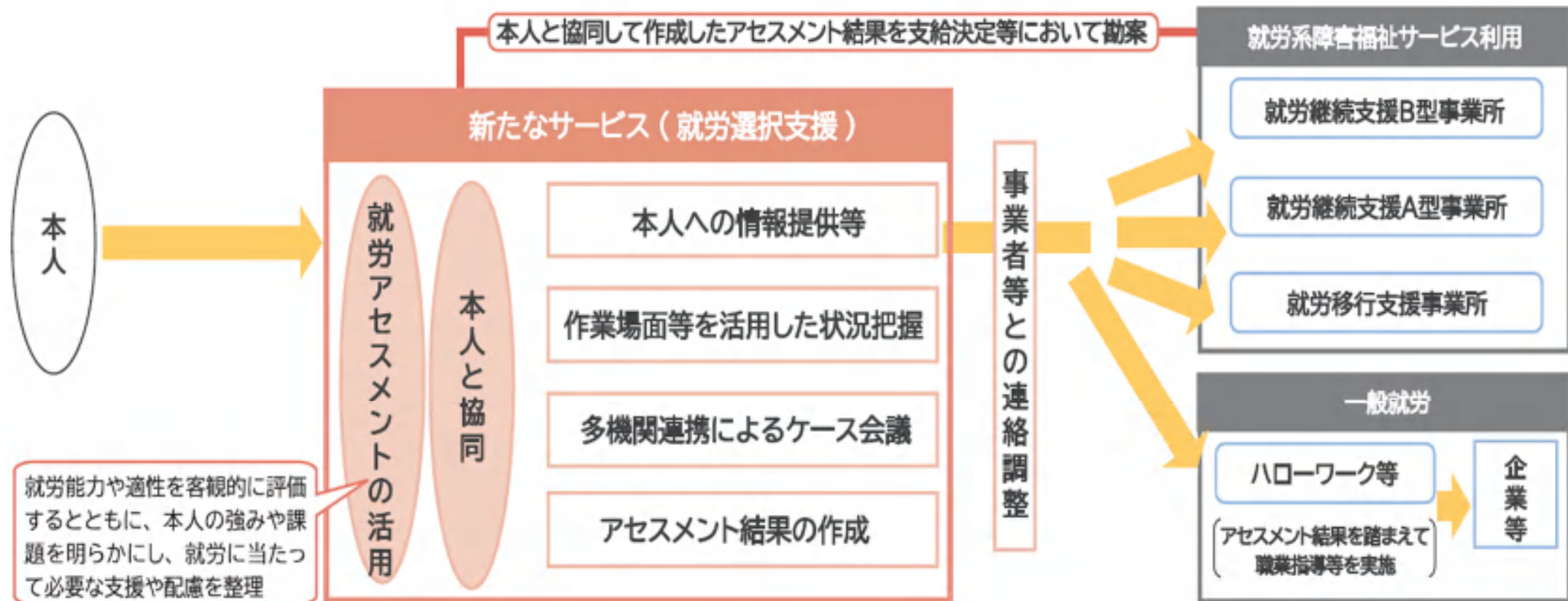


就労選択支援について

長崎県障害福祉課

A solid blue horizontal bar spanning the width of the slide, located at the bottom.

事業概要（就労選択支援）



Point

- 就労選択支援は、本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではありません。

事業概要（就労選択支援）

概 要

障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

現状・課題

- 就労能力や適性を客観的に評価し、就労に関する選択や支援に活用する手法などが確立されていないため、就労能力や一般就労の可能性について障がい者本人などが把握することができていません。
- 就労継続支援 A 型、B 型の利用が始まると、固定化する傾向があります。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活などが左右されてしまいます。

目 的

- ・ 本人の強みや課題、特徴を本人と協同して整理し、自己理解を促すことを支援します。
- ・ その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくことを支援します。

効 果

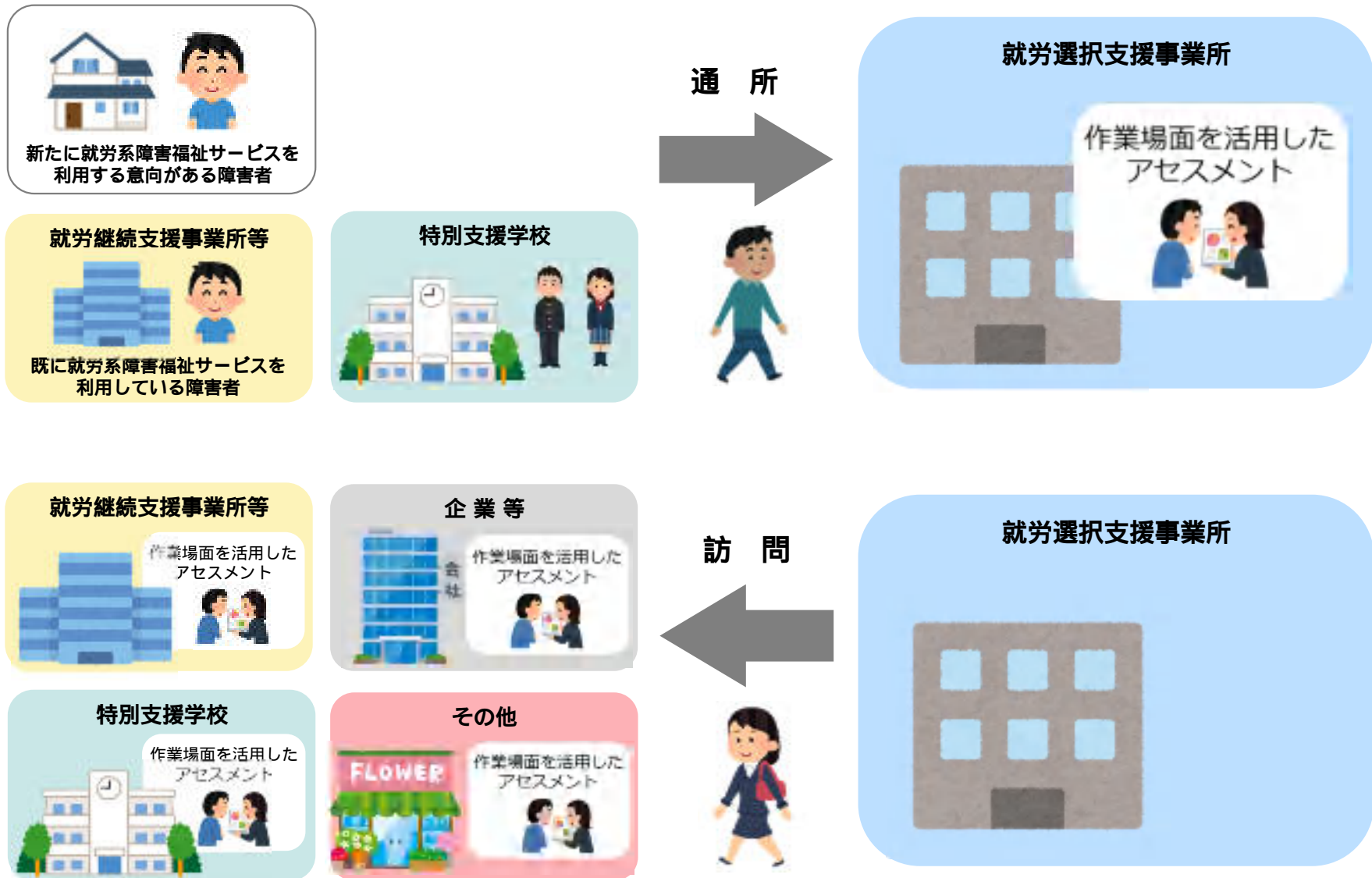
- アセスメントに関する専門的な人材を配置することにより、質の高いアセスメントができます。
- 本人の就労能力など本人と協同して整理することで、自己理解を促進することができます。
- 地域の企業などの情報に基づいて関係機関と連携することにより、本人にとって適切な進路を選択できます。

就労選択支援の対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
令和7年10月より、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することとなります。
- (なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労選択支援B型の利用が可能です。)
- ただし、・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の者)	令和 7 年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者 (就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

就労選択支援サービス（利用方法イメージ）



就労選択支援の支給決定期間及び実施期間

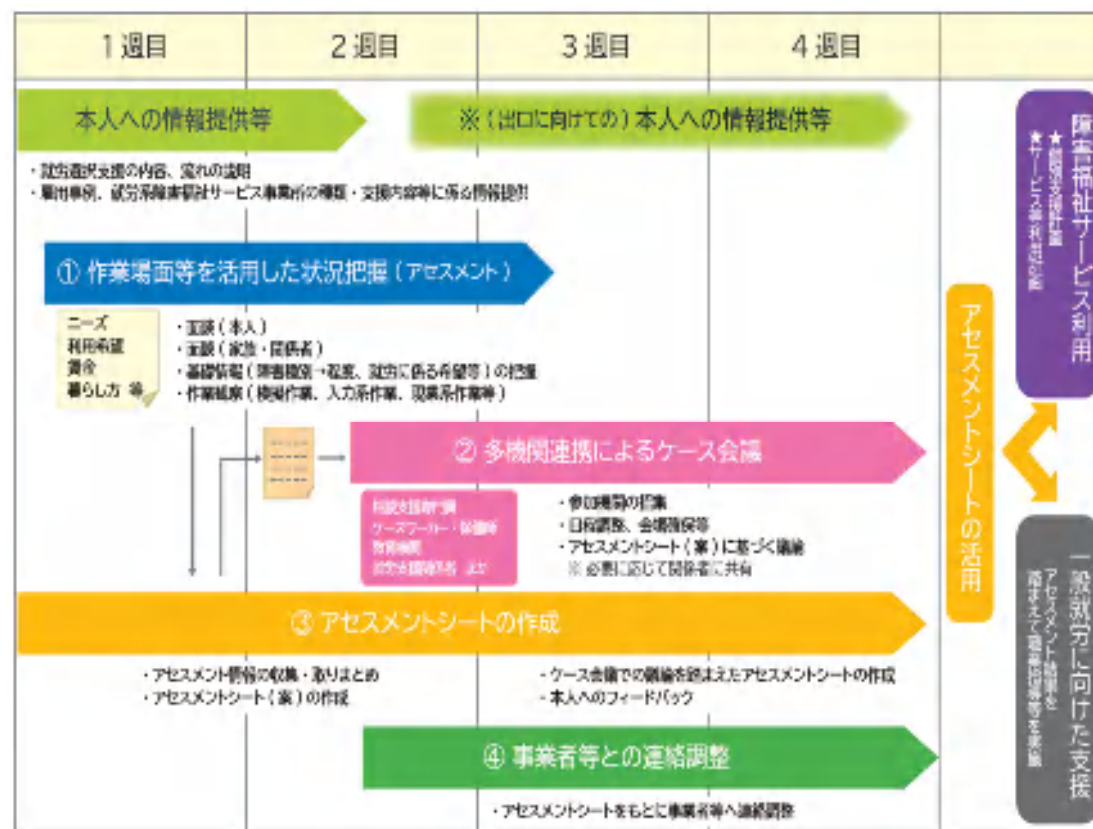
支給決定期間について

支給決定期間は原則1か月。

支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に以下の事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行って差し支えない。

- ・自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合

- ・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するにあたり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合



就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について

- 障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとしている。（介護給付費等の支給決定等について（平成19年障発第0323002号部長通知））
- 就労選択支援も、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

放課後等デイサービスとの同日利用

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

障害児入所施設との同日利用

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

- ・就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（ ）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

実施主体について（就労選択支援）

実施主体について

就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

また、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば以下のような事業者についても認めることを想定している。

- ・就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

実施主体の人員配置

- 管理者
- 就労選択支援員
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

経過措置：令和9年度（令和10年3月31日まで）までは、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う基礎研修『雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修』又はこれに相当する以下の研修修了した者も従事が可能。

- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就業支援コース）



就労選択支援養成研修について

研修内容

内容	オンデマンド講義	対面演習
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	—
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

時間	対面演習(カリキュラム)
9:10~9:30	受付開始
9:30~9:40	オリエンテーション
9:40~10:40	ニーズアセスメントの手法
10:40~10:50	休憩
10:50~11:50	アセスメントシートの具体的活用(前半)
11:50~12:50	昼休憩
12:50~13:50	アセスメントシートの具体的活用(後半)
13:50~14:00	休憩
14:00~15:00	アセスメント情報の整理と活用(前半)
15:00~15:10	休憩
15:10~16:10	アセスメント情報の整理と活用(後半)
16:10~16:15	インフォメーション・研修終了

受講対象者

.....

基礎的研修を修了していること、または「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算5年以上あること。

ただし、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修(※)の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できる。

※基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。

- 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- 訪問型職場適応援助者養成研修
- サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

研修スケジュール（就労選択支援養成研修）

研修実施回	申込開始日	申込終了日	動画（オンデマンド）視聴期間	対面演習実施日	会場
第3回	令和7年6月19日(木)	令和7年7月5日(土)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年8月3日(日)	戸山サンライズ
第4回	令和7年6月19日(木)	令和7年7月5日(土)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年8月4日(月)	戸山サンライズ
第5回	令和7年9月8日(月)	令和7年9月24日(水)	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月30日(木)	戸山サンライズ
第6回	令和7年9月8日(月)	令和7年9月24日(水)	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月31日(金)	戸山サンライズ
第7回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月6日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月12日(金)	専売ビル
第8回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月6日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月13日(土)	専売ビル
第9回	令和7年12月23日(火)	令和8年1月15日(木)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月20日(金)	戸山サンライズ
第10回	令和7年12月23日(火)	令和8年1月15日(木)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月21日(土)	戸山サンライズ

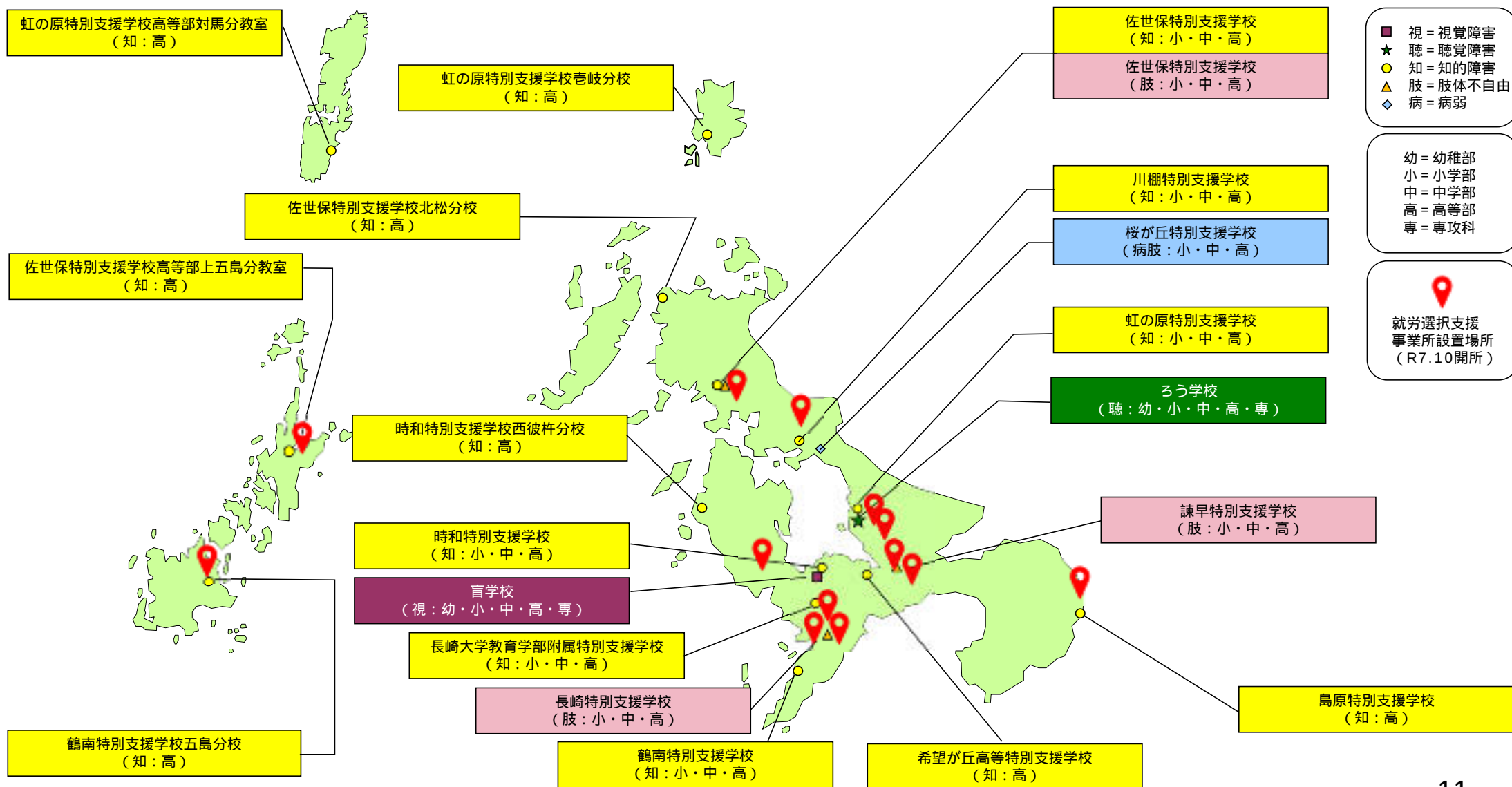
お申込み方法



こちらの二次元バーコードからお申込みください
https://sentaku-yousei.mhlw.go.jp/open_seminars

※各回の定員：80～100人(予定)

特別支援学校（高等部）と就労選択支援事業所の配置【R7.10】



就労選択支援事業所					R7.10.1 開所事業所				
番号	名称	郵便番号 所在地	電話番号 FAX番号	設置主体 経営主体	指 定 年月日	定員	身	知	精
1	ながさきワークビレッジ	850-0001 長崎市西山丁4目610番地	095-824-4243 095-824-4678	(福) ゆうわ会	R7.10.1	15	○	○	○
2	ブラッシュアップ	852-8007 長崎市江の浦町18-1	095-864-0008 095-864-0006	(株) 長崎スカイホテル	R7.10.1	10	○	○	○
3	つくもの里	851-0301 長崎市西海町2348-12	095-884-3026 095-884-3138	(福) 琴の海いやしの会	R7.10.1	10		○	
4	就労選択支援しんじょう	850-0022 長崎市馬町48番1号 長崎県市町村会館 馬町別館3階	095-807-4937 095-807-2361	(特非) 心澄	R7.10.1	10			○
5	あいずハーモニー	857-0044 佐世保市相生町2番35号	0956-59-7572 0956-59-7573	(株) あいずハーモニー	R7.10.1	10	○	○	○
6	きらり作業所	855-0041 島原市新田町282番地2	0957-73-9866 0957-73-9876	(福) 悠久会	R7.10.1	10	○	○	○
7	CAREER PORT ほんまち	854-0012 諫早市本町2番5号	0957-35-4886 0957-35-4882	(福) 南高愛隣会	R7.10.1	10		○	○
8	就労選択支援事業所 さくら	854-0022 諫早市幸町7番27号	0957-73-9866 0957-73-9876	(特非) チャレンジド人財センター	R7.10.1	10	○	○	○
9	グッド・バランス	856-0831 大村市東本町275番地	0 957-46-3228 0957-46-3227	(同) S H O B U	R7.10.1	10	○	○	○
10	ゆたかカレッジ長崎キャンパス	856-0828 大村市杭出津3丁目353番地6	0957-49-6000 0957-49-6060	(福) 鞍手ゆたか福祉会	R7.10.1	10		○	○
11	ワーキングサポート海音	853-0016 五島市紺屋町2番地9	0959-74-5910 0959-76-3789	(福) さゆり会	R7.10.1	10	○	○	○
12	サポートセンター「ことぶき833」	859-3728 東彼杵郡波佐見町村木郷2264番地	0956-59-7837 0956-59-7838	(株) 寿就労支援センター	R7.10.1	10	○	○	○
13	就労選択支援事業所 ジョップ(J O P P) 上五島	857-4511 南松浦郡新上五島町浦桑郷238番地10	0959-42-5571 0959-42-5572	(特非) あたたかい心	R7.10.1	10	○	○	○

報酬算定について（就労選択支援サービス費）

就労選択支援サービス費

- 就労選択支援では、指定基準において、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して多機関連携によるケース会議を開催アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との連絡調整を行うことが規定されている（ ～ を総称して、以下「事業内容」という）。
- また、指定基準において、アセスメント結果の作成に当たり、開催する会議については「テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの」とされている。
- 就労選択支援の報酬算定については、報酬告示において、「指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援を行った場合」に「**1日につき1,210単位**」と定められている。

算定要件について

- ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。
- ・ 事業者においては、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとし、事業内容のうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、全体として報酬算定の対象とならない。
ただし、利用者都合により支援が途中で中断した場合にはこの限りでない。
- ・ 事業内容のうち、アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。一方で、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）としても差し支えない。
- ・ 1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、原則として各月の日数から8日を控除した日数を限度とする。

就労選択支援事業所の報酬について（特定事業所集中減算）

特定事業所集中減算

200単位／日

正当な理由がなく、事業所ごとに、当該事業所において判定期間に実施したアセスメント結果に係る利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び基準該当就労継続支援 B 型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人（以下「移行率最高法人」という。）が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

判定方法

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

【 サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数 ÷ サービスにつながった利用者数 】

判定期間と減算適用期間

就労選択支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間において就労アセスメントの利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用する。

判定期間が**前期**（1月1日から6月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。

判定期間が**後期**（7月1日から12月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

算定手続き

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を指定権者に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。

判定期間においてアセスメントを終了した利用者の総数

就労移行支援等のそれぞれの事業につながった利用者数

就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

判定方法の算定で計算した割合

判定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

例

就労選択支援事業所A	内訳	移行率最高法人利用者数	計算式	
利用につながった人数 50人	就労移行5人	2人	2人 ÷ 5人 = 0.4	40%
	就労A型20人	19人	19人 ÷ 20人 = 0.95	95%
	就労B型25人	10人	10人 ÷ 25人 = 0.4	40%

減算適用

同一法人が運営する就労系障害福祉サービスの利用者について

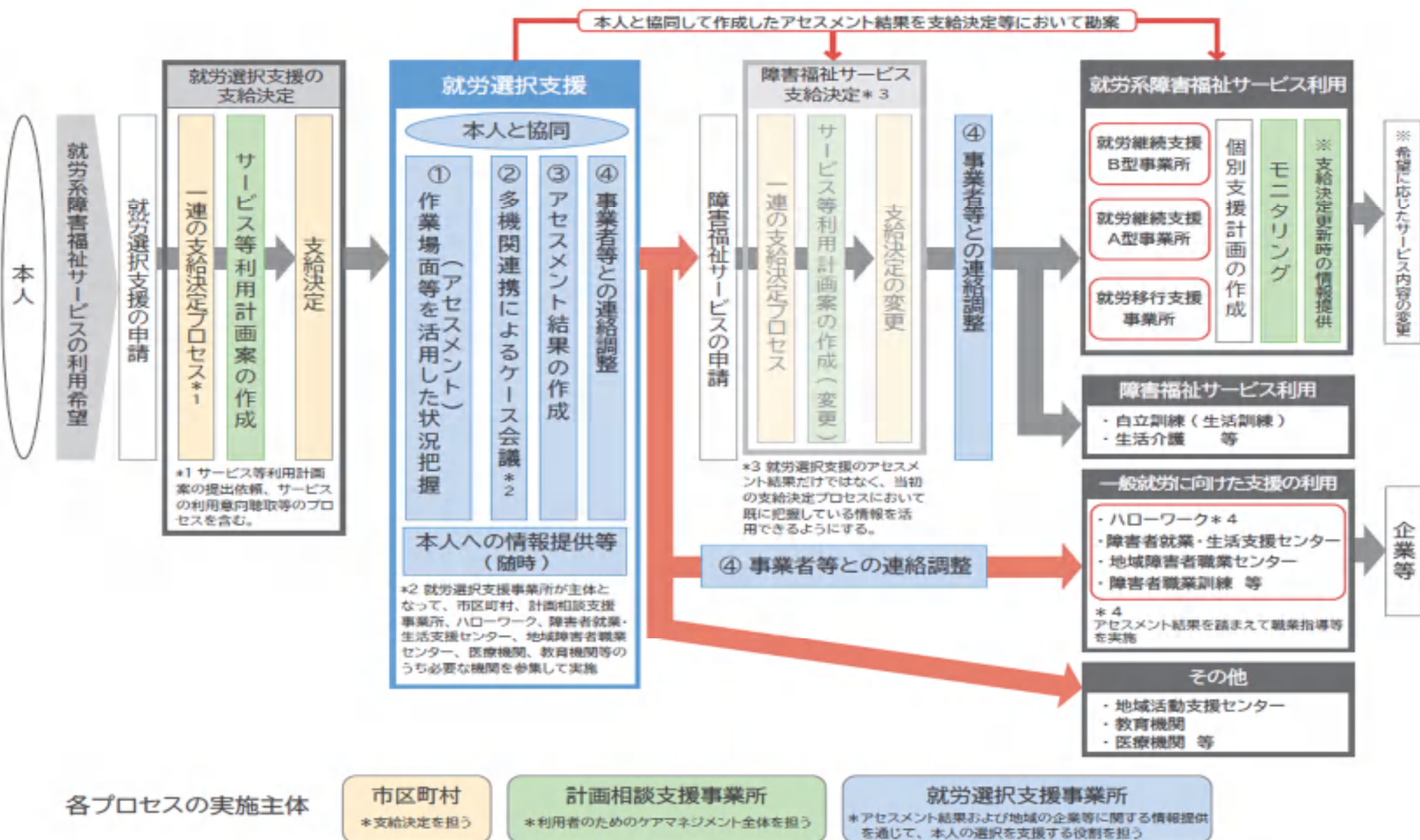
就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。

ただし、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

指定特定相談支援事業者との連携について

概 要

- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
 - ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
 - ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
 - ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
 - ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）
-
- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定が可能。



就労選択支援における各機関の役割

